

25水港第3507号  
平成26年3月31日

岩手県漁港漁場・海岸・災害・漁村担当主務課長 殿  
宮城県漁港漁場・海岸・災害・漁村担当主務課長 殿  
福島県漁港漁場・海岸・災害・漁村担当主務課長 殿

水産庁漁港漁場整備部  
整備課長

「東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について」  
の一部改正について

東日本大震災の被災地で使用する建設機械は、標準的な施工条件での使用に対して維持修理費が増大している事態にかんがみ、平成25年3月29日付け24水港第3554号「東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について」（以下「平成25年度被災地補正通知」という。）により、建設機械の損料の補正を行っているところである。

しかし、その後も維持修理費が増大していることから、平成25年度被災地補正通知を以下のとおり変更することとしたので通知する。

なお、平成25年度被災地補正通知は、平成26年3月31日をもって廃止する。

また、貴管下の関係市町村に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。

記

1. 当分の間、ブルドーザ（リッパ装置付きブルドーザを除く。）、バックホウ、ダンプトラック（建設用ダンプトラックを除く。）に限り、請負工事機械経費積算要領（昭和49年3月15日付け建設省機発第44号）第5の規定に加え、建設機械の運転1時間当たり損料に100分の105を乗じて得た額を超えない範囲内で補正するものとする。
2. 岩手県、宮城県、福島県で使用する建設機械であること。
3. 本通知は、平成26年4月1日以降に入札を行う工事から適用する。